

第46号様式（第28条）

(第1面)
特定事業相続等届

年　月　日

(宛先) 茂原市長

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

届出者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号
担当者名

茂原市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の許可特定事業者の地位を承継したので、同条例第29条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

地位を継承した特定事業	許可年月日	年　月　日
	許可番号	指令第　号
	許可期間	年　月　日～　年　月　日
	特定事業区域の位置	
従前の許可を受けた者の氏名等	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
承継年月日		年　月　日
承継の理由		

添付書類	<ul style="list-style-type: none">1 承継を証する書面2 住民票の写し（法人にあっては、法人の登記事項証明書）及び印鑑登録証明書3 届出者が条例第15条第1項第1号アからソまでに該当しない者であることの誓約書4 届出者が特定事業区域（一時堆積特定事業の場合は、特定事業場）の土地の所有者である場合は、土地の所有者の特定事業者としての責務等についての確認書5 届出者が法人である場合は、その役員の住民票の写し6 届出者が法人であって、株主等がある場合は、当該株主等の住民票の写し（当該株主等が法人である場合は、当該株主等の登記事項証明書）7 届出者が法人であって、その役員が他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の登記事項証明書並びに5及び6に掲げる書類8 届出者が個人であって、他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の登記事項証明書並びに5及び6に掲げる書類9 届出者に規則第12条に規定する使用人がある場合は、当該使用人の住民票の写し10 届出者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の登記事項証明書）及び5から9までに掲げる書類
------	--

届出者が法人である場合

届出者				
(ふりがな) 名 称		主たる事務所の所在地		
役員				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
		男・女		
株主等(届出者に株主等がある場合)				
発行済株式の総数	株		出資の総額	
(ふりがな) 氏名(名称及び 代表者の氏名)	生年月日	性別	保有する株 式の数又は 出資の額	住 所 (主たる事務所の所在地)
			割合	
		男・女		
		男・女		
規則第12条に規定する使用人(届出者に当該使用人がある場合)				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		

備考

- 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。
- 3 「株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

(第4面)

届出者が法人であって、その役員が他の法人の役員又は株主等になっている場合

届出者				
名 称		主たる事務所の所在地		
他の法人の役員又は株主等になっている役員				
氏 名	他の法人における役職名・呼称	保有する他の法人の株式の数又は出資の額	割合	
他の法人				
(ふりがな) 名称及び代表者の氏名		主たる事務所の所在地		
他の法人の役員				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
		男・女		
他の法人の株主等(他の法人に株主等がある場合)				
発行済株式の総数	株		出資の総額	
(ふりがな) 氏名(名称及び 代表者の氏名)	生年月日	性別	保有する株式の数又は 出資の額	住 所 (主たる事務所の所在地)
			割合	
		男・女		
		男・女		

備考

- 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。
- 「株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

届出者が個人である場合

届出者	
(ふりがな) 氏名	住 所

規則第12条に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第6面)

届出者が個人であって、他の法人の役員又は株主等になっている場合

届出者				
氏名	他の法人における役職名・呼称	保有する他の法人の株式の数又は出資の額		割合
他の法人				
(ふりがな) 名称及び代表者の氏名		主たる事務所の所在地		
他の法人の役員				
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
		男・女		
他の法人の株主等（他の法人に株主等がある場合）				
発行済株式の総数	株		出資の総額	
(ふりがな) 氏名（名称及び 代表者の氏名）	生年月日	性別	保有する株式の数又は 出資の額	住 所 (主たる事務所の所在地)
			割合	
		男・女		
		男・女		

備考

- 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。
- 「株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

(第7面)

届出者が条例第15条第1項第1号セに規定する未成年者であって、その法定代理人が法人である場合

届出者				
氏名		住所		
法定代理人				
(ふりがな) 名称及び代表者の氏名		主たる事務所の所在地		
法定代理人の役員				
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
法定代理人の株主等（法定代理人に株主等がある場合）				
発行済株式の総数	株		出資の総額	
(ふりがな) 氏名（名称及び 代表者の氏名）	生年月日	性別	保有する株 式の数又は 出資の額	住所 (主たる事務所の所在地)
			割合	
		男・女		
		男・女		
法定代理人の規則第12条に規定する使用人（法定代理人に当該使用人がある場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		

備考

- 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。
- 「株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

(第8面)

届出者が条例第15条第1項第1号セに規定する未成年者であり、その法定代理人が法人であって、その役員が他の法人の役員又は株主等になっている場合

法定代理人				
名 称	主たる事務所の所在地			
他の法人の役員又は株主等になっている法定代理人の役員				
氏 名	他の法人における役職名・呼称	保有する他の法人の株式の数又は出資の額	割合	
他の法人				
(ふりがな) 名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地			
他の法人の役員				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
	男・女			
	男・女			
他の法人の株主等(他の法人に株主等がある場合)				
発行済株式の総数	株		出資の総額	
(ふりがな) 氏名(名称及び 代表者の氏名)	生年月日	性別	保有する株式の数又は 出資の額	住 所 (主たる事務所の所在地)
			割合	
		男・女		
		男・女		

備考

- 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。
- 「株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

(第9面)

届出者が条例第15条第1項第1号セに規定する未成年者であって、その法定代理人が個人である場合

届出者			
氏名		住所	
法定代理人			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	
法定代理人の規則第12条に規定する使用人（法定代理人に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第10面)

届出者が条例第15条第1項第1号セに規定する未成年者であり、その法定代理人が個人であって、他の法人の役員又は株主等になっている場合

法定代理人				
氏名	他の法人における役職名・呼称	保有する他の法人の株式の数又は出資の額		割合
他の法人				
(ふりがな) 名称及び代表者の氏名		主たる事務所の所在地		
他の法人の役員				
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
		男・女		
他の法人の株主等（他の法人に株主等がある場合）				
発行済株式の総数	株		出資の総額	
	(ふりがな) 氏名（名称及び 代表者の氏名）	生年月日	性別	保有する株式の数又は 出資の額
割合				
		男・女		
		男・女		

備考

- 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。
- 「株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。